各 位

東急リバブル株式会社 代表取締役社長 太田陽一

## 宅地建物取引業法に関する行政処分のお知らせ

当社は、本日付けで国土交通省関東地方整備局より、宅地建物取引業法第65条第1項の規定に基づき指示処分を受けましたので、お知らせいたします。

本件に関し、お客様ならびに関係者の皆様には大変なご心配とご迷惑をおかけしますこと深くお詫び申し上げます。当社は、既に社員教育及び業務フロー等の見直しを行い、再発防止に取り組んでいるところでございますが、この度の処分を厳粛に受け止め、より一層の強化を図り信頼回復に努めてまいります。

記

## 1. 処分理由

2013年1月20日付けで借主と貸主の間で契約締結した居住の用に供する建物の賃貸借契約の媒介に関して、当該媒介の依頼を受けるに当たって借主の承諾を得ていないにもかかわらず、借主から借賃の一月分並びに消費税及び地方消費税相当額の合計額を媒介報酬として受領したことが、宅地建物取引業法第46条第2項の規定に違反する。

## 2. 処分内容 指示処分

以上

一本件に関するお問い合せ先一

東急リバブル株式会社 流通事業本部 賃貸事業推進部 賃貸営業推進課 03-3463-6146 受付時間:9:30~18:00 ※火・水曜日を除く